規

埼玉県職員に 部を改正する規則をここに公布する。 対する児童手当の認定及び支給に関する事務 \mathcal{O} 取 扱 V に関する 規

日

 \mathcal{O}

成二十八年三月二十九

埼 玉 県 知 上 田 清 司

埼 玉 県規則第三十九号

規則の一部を改正する規則 埼玉県職員に対する児童手当 (T) 認定及び支給 12 関 す る 事務 \mathcal{O} 取 扱 11 に 関 する

昭昭 埼 和四十六年埼玉県規則第九十号) 玉県職員に対する児童手当の 認定及び \mathcal{O} _ 支給に 部を次 関 \mathcal{O} する よう 事務 に改正する。 \mathcal{O} 取 扱 11 関す る 規則

様 式第一号から様式第五号までの規定中「別問謝 1 の 2 」を 「別記第1の1」

改める。

式第六 号 (表面) 中 \mathbb{H} ₩ _ を 氏 個 及び 本 4年 中 に改め

る。

附 則

1 この 規 則 は、 平成二十二 八年四 月 日 か 5 施行する。

2 事務の こ の て使用することができる。 規則による改 取扱いに関する規則に定める様式 正 前 \mathcal{O} 埼玉県 職員に対 12 よる用紙は する児童手当の認定及び支給に 当分の 間、 所 要の 調整を 関する